

インボイス制度への登録について（お知らせ）

令和5年10月1日から消費税の仕入れ額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

当財団においては、次のとおり適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、お知らせします。

適格請求書発行事業者登録番号 T4180005008216

（お問い合わせ先 庶務課 電話(0568)85-4320）